指定居宅サービス事業者の指定票

事業所名	訪問看護ステーション　サンビレッジ新生苑
所在地	岐阜県揖斐郡池田町本郷1501番地
電話番号・FAX	0585－45－6786　・　0585－45－7131
ホームページ	https://www.sun-village.jp/
（大垣出張所）	まちなか訪問看護ステーション
所在地	岐阜県大垣市南頬町1丁目118番地1　新生メディカルビル3階
電話番号・FAX	0584－71－8016　・　0584－71－8118
（岐阜出張所）	シティタワー　・　訪問看護ステーション
所在地	岐阜県岐阜市橋本町2丁目52番地
電話番号・FAX	058－266－4336　・　058－266－4334
サービスの種類	訪問看護　介護予防訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）による訪問 ・・・岐阜、大垣出張所に限る
管理者	高橋　尚美
事業所番号	２１６２６９００１６
営業時間	8:30～17:30（但し　土曜日:13時迄） 緊急時は24時間対応可
営業日	月曜日～土曜日（但し、祝日及び12／30～1／3を除く）
実施地域	池田町、揖斐川町（春日・谷汲・旧久瀬・坂内・旧藤橋地区を除く） 大野町、神戸町、大垣市（上石津町を除く） 岐阜市(早田、島、金華、京町、本郷、明徳、木之本、徹明、梅林 本荘、鏡島、白山、華陽、長森北、長森東、長森南、長森西、厚見 加納、加納西、三里、市橋、河渡、茜部、鶉地区）、安八町、瑞穂市 本巣市（旧根尾村を除く）、北方町

職員体制（主たる職員）	従業者の職種	員数	区分 常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	常勤換算後の人員	事業者の指定基準
	管理者	1		1			0.6	1
	看護職員	17	8		9		13.9	19
	理学療法士	4			4		2.6	4
	作業療法士	6			6		3.0	4
	言語聴覚士	5			5		2.4	3
	保有資格 看護師　理学療法士　言語聴覚士 保健師　作業療法士							

苦情等申立先	窓口担当者	名誉常務理事:太田　澄子 池田・大垣　管轄管理者　高橋　尚美 瑞穂・岐阜　管轄管理者　川瀬　由起子
	ご利用時間	毎日　8:30～17:30
	ご利用方法	池田・大垣　0585－45－6786 瑞穂・岐阜　058－266－4333 苦情箱（玄関に設置）
	市町村苦情相談	お住まいの市町村役場・介護保険担当窓口
	岐阜県国民健康保険団体連合会	介護保険担当苦情相談係 電話　058－275－9826

相談・苦情申立の第三者機関	機関の名称	福）新生会　外部サービス向上委員会
		代表　樋口　通子
	サービス向上委員紹介・苦情処理詳細は玄関に備えてあります	

基本的には介護保険が優先されますが、医療保険対象者となる方は主治医の指示書・診断に基づきます

介護保険・医療保険対象者ともに、かかりつけ医の訪問看護指示書が必要となります

介護保険対象者

★地域区分算定前単価

基本サービス（1回の訪問につき）

○　看護職員による訪問		20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
要支援1～2	日中	303単位	451単位	794単位	1，090単位
	夜間・早朝	379単位	564単位	993単位	1，363単位
	深夜	455単位	677単位	1，191単位	1，635単位
要介護1～5	日中	314単位	471単位	823単位	1，128単位
	夜間・早朝	393単位	589単位	1，029単位	1，410単位
	深夜	471単位	707単位	1，235単位	1，692単位

○　定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）による訪問・・・岐阜、大垣出張所に限る

要介護1～4一律	2，961単位／月
要介護5	3，761単位／月

・サービス提供体制強化加算・・・厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所　50単位/月

・月途中で医療保険対応、ショートスティサービスを利用した場合、日割り計算（減額）を行います

○　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		20分以上40分未満	40分以上60分未満	60分以上80分未満
要支援　1～2	日中	284単位	568単位	426単位
要介護　1～5	日中	294単位	588単位	795単位

・1週間に6回が限度となります

・厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、個々の訪問条件又は算定基準により、1回につき8 単位を所定単位数から減算される場合があります

・（要支援の方）12 か月を超えてサービスを提供した場合

8 単位減算している場合はさらに15 単位減算

8 単位減算していない場合は1回につき5 単位を所定単位数から減算

加算費

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ		6単位／回	長時間訪問看護加算	300単位／回
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）		600単位／月	初回加算（Ⅰ）	350単位／月
特別管理加算（Ⅰ）		500単位／月	初回加算（Ⅱ）	300単位／月
特別管理加算（Ⅱ）		250単位／月	看護・介護職員連携強化加算	250単位／月
退院時共同指導加算		600単位／回		
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満	254単位／回	ターミナルケア加算	2500単位／死亡月
	30分以上	402単位／回		
複数名訪問加算（Ⅱ）	30分未満	201単位／回	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	100分の5を加算／回
	30分以上	317単位／回		

保険対象外サービス　※課税対象サービスにつき、内税にて表示させて頂きます

交通費	実施地域を超えた地点から起算して		※33円／km
エンゼルケア（死後の処置）	営業時間内	8:00～18:00	※11，000円
	早朝	6:00～8:00	※16，500円
	夜間	18:00～22:00	
	深夜	22:00～6:00	※22，000円

利用料について

★准看護師は、看護師の9割の利用料となります

★利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額となります

★地域区分算定前単価　大垣市:7級地、岐阜市:6級地　割合1単位＝大垣市:10円→10.21円、岐阜市:10円→10.42円
（自己負担金:算定方法）
1ヶ月保険給付対象サービス費合計×地域割合:1単位　＝保険対象総額（円未満切捨）①
①　×0.7、0.8又は0.9＝国保連請求額（円未満切捨）…②　　①－②＝自己負担金

★キャンセル料:1回の利用料（ご利用当日、朝8:30迄にご連絡なくキャンセルされた場合。ただし急病等やむを得ない場合を除く）

医療保険対象者

30分以上1時間30分未満・・医療保険証の負担割合に基づいて、料金を頂きます

（看護師・PT・OT・ST一律料金）

その他の費用　（※課税対象サービスにつき、内税にて表示させて頂きます）

交通費　片道1km以上:※33円／km

休日時間外訪問　※1，100円／30分

時間外訪問、延長料金、エンゼルケア等、ご利用者にご負担頂くことが適当と認められる費用

キャンセル料:500円／回

（ご利用当日、朝8:30迄にご連絡なくキャンセルされた場合。ただし急病等やむを得ない場合を除く）

介護・医療保険以外	※5，500円／30分	特別な場合:訪問介護では対応できない場合で家族の依頼があった場合 ※課税対象サービスにつき、内税にて表示させて頂きます